

日野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

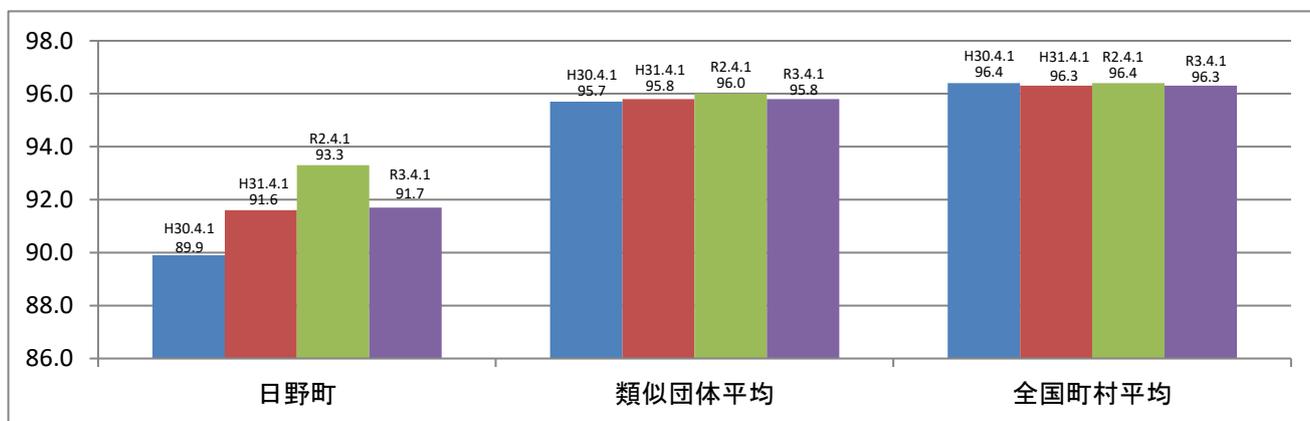
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	2,990	3,952,319千円	189,201千円	641,807千円	16.2%	18.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和2年度	60	194,374千円	22,615千円	75,379千円	292,368千円	4,873千円	5,370千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。
 若年層は引き下げを行わず、高齢層については引き下げの実施。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 無
（実施時期） 国基準における場合、日野町の支給割合ともに支給なし

③その他の見直し内容

(5)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日野町	42.7歳	296,625円	331,415円	323,166円
鳥取県	43.5歳	320,652円	391,723円	346,266円
国	43.0歳	325,827円	-	407,153円
類似団体	40.8歳	294,552円	336,876円	323,491円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち自動車運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	53.5歳	95人	308,277円	333,991円	321,116円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	-	328,603円	-	-	-	-
類似団体	48.4歳	2人	272,532円	297,408円	287,839円	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
日野町	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-
うち自動車運転手	-	-	-
その他	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
3 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1名の場合は「*」とし、その他数値がない欄については、すべて「-」とする。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

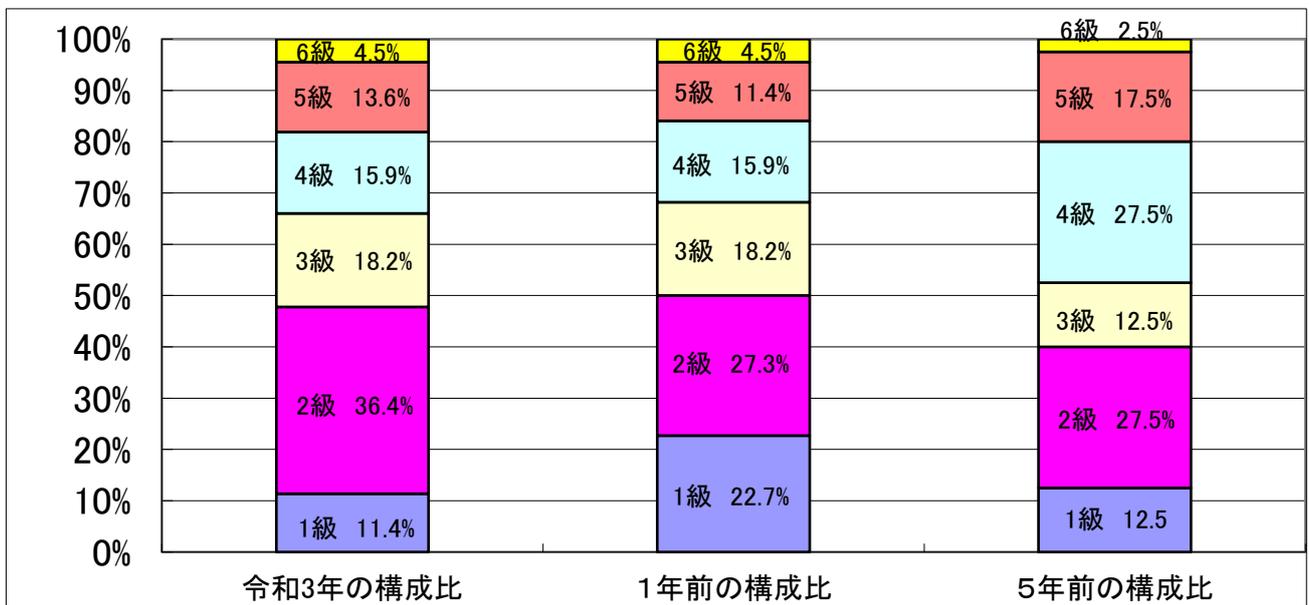
区分		日野町	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	186,400 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	152,000 円	150,600 円
技能労働職	高校卒	146,100 円	147,500 円	-
	中学卒	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

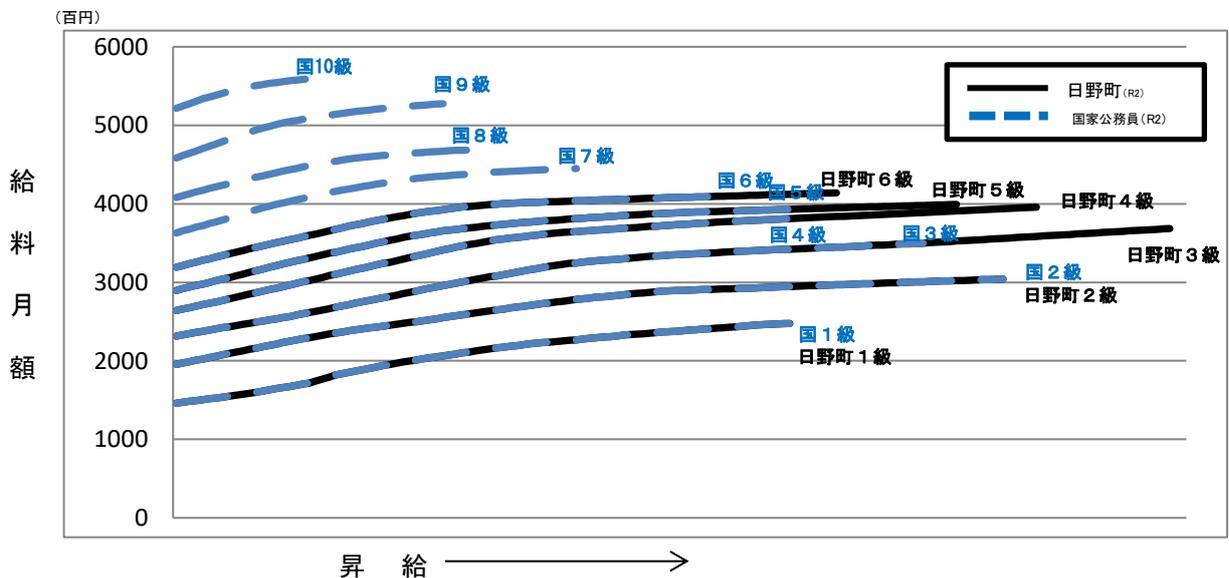
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、保育士及び保健師	5人	11.4%	146,100円	247,600円
2級	主任、主任保育士、主任保健師及び主任管理栄養士	16人	36.4%	195,500円	304,200円
3級	副主幹及び保育副主幹	8人	18.2%	231,500円	368,500円
4級	課長補佐、室長、主幹及び保育主幹	7人	15.9%	264,200円	395,800円
5級	課長、会計管理者、議会事務局長及び所長	6人	13.6%	289,700円	399,300円
6級	課長	2人	4.5%	319,200円	414,000円

(注) 1 日野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日野町		鳥取県		国	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,278千円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,450千円		—	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.43 月分 勤勉手当 1.57 月分 (1.31 月分) (0.79 月分)		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

日野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～45%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～45%)		
1人当たりの平均支給額			5,193千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			—	%
手当の種類（手当数）				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	町税事務に従事する職員	職員が出張し、町税の調査、検査事務又はその補助事務に従事した時間が1日につき5時間を超えたとき	— 千円	勤務1日につきその職員が受ける給料月額25分の1に100分の50を乗じた額
		職員が出張し、町税の滞納処分事務又はその補助事務に従事した時間が1日につき5時間を超えたとき	— 千円	勤務1日につきその職員が受ける給料月額25分の1に100分の60を乗じた額
	感染症防疫作業に従事する職員	職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に定める感染症の病菌に汚染されている区域において、患者の救護若しくは病菌に汚染され、又は汚染された疑いのある物件の処理に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円
	毒物及び劇物を使用して行う農作業の指導に従事する職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に定める物品の取扱に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円
	特殊自動車運転従事職員	職員(主として運転業務に従事している者を除く)が特殊自動車の運転に従事したとき	— 千円	1日つき 1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	4,311	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	73	千円
支給実績（令和元年度決算）	7,062	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	120	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者	月額 6,500円	同じ	7,196千円	267千円
	子	月額 10,000円			
	配偶者以外の扶養親族	月額 6,500円			
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円加算			
住居手当	借家等居住者 家賃の額に応じ、月額28,000円を限度に支給	同じ		3,740千円	249千円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して単身で生活する職員に支給 職員住居と配偶者等住居との交通距離に応じ月額23,000円～45,000円を支給	異なる	国の上限 100,000円	0千円	0千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃の額に応じ、月額20,800円を限度に支給	異なる	国の上限 55,000円	5,746千円	108千円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円から20,800円を支給				
管理職手当	管理職員に月額30,000円を支給	異なる	国の手当 (棒給の特別調整額) 49,600円 ～130,300円	3,240千円	360千円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
区分	町長	810,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	(参考) 類似団体にける最高/最低額 828,000 円 / 498,000 円	
	副町長	648,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	667,000 円 / 457,000 円	
	教育長	579,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	— 円 / — 円	
報酬	議長	316,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	318,000 円 / 186,300 円	
	副議長	235,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	265,000 円 / 129,600 円	
	議員	221,000円 ()内は、減額措置を行う前の金額である。	257,000 円 / 109,000 円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	加算 20%	
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	加算 20%	
退職手当	町長	(算定方式) 給与月額×年数×5	(1期の手当額) 16,200千円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給与月額×年数×2.8	7,258千円	任期毎
	教育長	給与月額×年数×2.2	5,095千円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

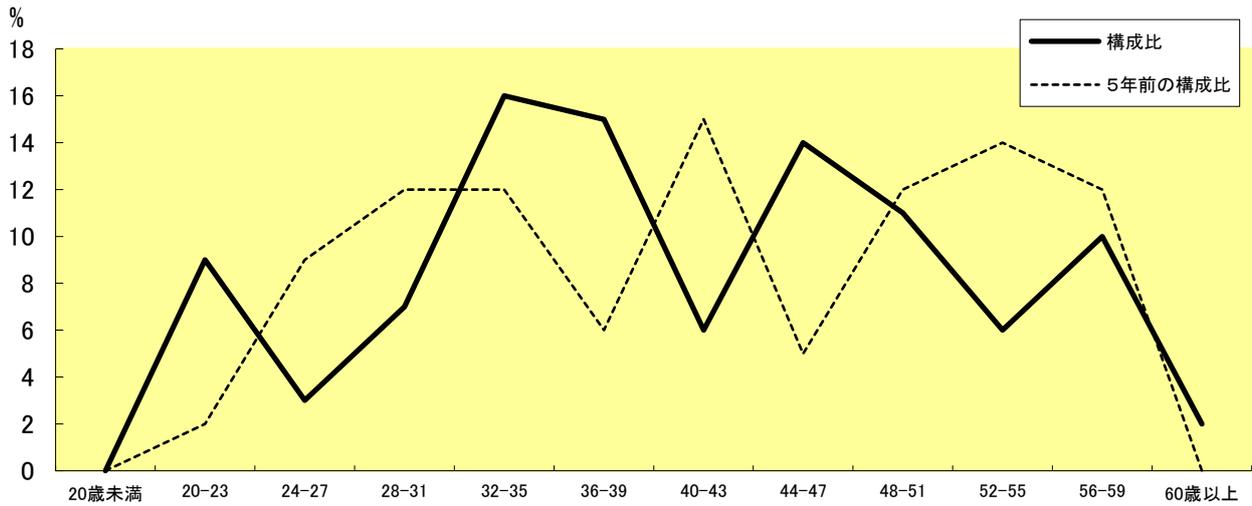
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	1	1	0	職員退職による業務の見直し 福祉業務体制の見直し 新型コロナウイルスワクチン接種業務の増
	総務	15	15	0	
	税務	4	4	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	3	3	0	
	土木	5	4	△ 1	
	民生衛生	19	18	△ 1	
衛生	3	4	1		
	計	55	54	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 180.6 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 180.04人)
	教育部門	6	6	0	学校の統廃合の検討など業務増
	小計	61	60	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 200.67 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 207.89人)
公営企業等会計	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小計	6	6	0	
	合計	67 [70]	66 [70]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 220.74 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	— 人	6 人	2 人	5 人	11 人	10 人	4 人	9 人	7 人	4 人	7 人	1 人	66 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		52	51	55	55	55	54	2 (3.8 %)
教育		7	6	5	6	6	6	△ 1 (△ 14.3 %)
普通会計計		59	57	60	61	61	60	1 (1.7 %)
公営企業等会計計		6	6	6	6	6	6	0 (0.0 %)
総合計		65	63	66	67	67	66	1 (1.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。